

秋田県特殊教育総合整備計画

～ 総合支援による特殊教育の構築～

平成15年3月

秋田県教育委員会

目 次

はじめに	1
部 整備計画の基本的な考え方	
1 本県特殊教育の現状と課題	2
2 今後の本県特殊教育の方向性	3
3 整備計画策定の基本構想	4
4 整備計画の期間	4
部 新しい時代の特殊教育の推進	
1 生きる力をはぐくむ学校づくり	5
(1) 就学前教育の充実	
(2) 一人一人に応じた多様な教育の推進	
(3) 小・中学校の特別支援教育の充実	
2 関係機関との連携による特殊教育の推進	6
(1) 早期からの継続した教育相談活動の推進	
(2) 自立と社会参加に向けた進路指導の充実	
(3) 障害のある幼児児童生徒及び特殊教育の理解・啓発の推進	
3 情報化に対応した特殊教育の創造	7
(1) 情報教育のセンターとしての環境づくり	
(2) 情報機器の活用	
(3) 情報化に対応した新たな職域開発	
4 教職員の資質の向上	8
(1) 専門研修の充実	
(2) 総合教育センターとの連携	
(3) 自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充	
部 子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進	
1 子どもや地域の実態に応じた学校の整備	9
(1) 医療機関との連携	
(2) 総合エリア・施設共用の学校の整備	
(3) 地域の実態に応じた養護学校の整備	10
(4) 高等部における職業教育の充実	
参考資料	11
【別添】	
・ 子どもや地域の実態に応じた学校づくりの今後の概要	14
・ 秋田県特殊教育総合整備計画概念図	

はじめに

学制発布から130年を迎えた今日、教育をめぐる諸課題に対応するため、文部科学省は平成8年7月の中央教育審議会答申等により「開かれた学校」「信頼される学校」「特色ある学校」を提言し様々な形で教育改革を進めている。

また、平成14年度は、学校週5日制が完全実施され、新学習指導要領が小学校と中学校で本格実施されるなど、これまでの教育の内容や方法の根本的な改善充実が求められている。

特殊教育に関しては、平成13年1月に「21世紀の特殊教育の在り方について」(最終報告)が示され、「就学指導の在り方の改善」「特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応」「特殊教育の改善・充実のための条件整備」が提言されている。

また、平成14年10月には「今後の特別支援教育の在り方について」(中間まとめ)が公表され、障害種にとらわれない「特別支援学校」の方向性や、LD(学習障害)児等への幼児期からの支援の在り方について示されている。

秋田県においても、平成11年3月の秋田県障害児教育推進協議会による建議「本県における障害児教育推進の在り方」を受けて、平成11年6月から平成12年1月にかけて「秋田県特殊教育総合整備計画策定委員会」を設置し、本県における特殊教育の今後の在り方について協議してきた。

県の特殊教育に関する施策としても、昭和54年度の養護学校義務制実施以降、盲・聾・養護学校の教育に加えて、特殊学級や通級による指導の充実を図ってきた。また、高等部における訪問教育を平成9年度に試行実施するなど、特殊教育の内容や方法の改善と制度面での整備を進めてきている。

更に、総合支援による相談体系の確立のために「障害児総合支援事業(あきたハート・ほっと事業)」を展開し新たな相談支援活動の基盤を作るとともに、医療的ケアが必要な通学児童生徒の学習環境を整備する観点から養護学校に看護師を配置するなど先進的に施策を実施してきた。

今後、障害のある幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化が一層進む状況を踏まえ、これらの課題に適切に対応し、ノーマライゼーションの理念に基づき、ライフステージ全体を見据えた新たな特殊教育の創造が求められている。

そこで、これまでの特殊教育に関する様々な提言や建議、報告等を基に、今後10年間の「秋田県特殊教育総合整備計画」を策定することとした。

本整備計画は、基本構想として2分野5項目、施策目標として16項目に分けて策定しており、今後の本県特殊教育の一層の充実と発展を目指すものである。

平成15年3月

秋田県教育委員会

部 整備計画の基本的な考え方

1 本県特殊教育の現状と課題

平成5年度から平成14年度までの県内の盲・聾・養護学校の児童生徒数(国立を含む)の推移を見ると、盲・聾学校及び病弱養護学校は減少傾向が続き、知的障害養護学校は、全県的に高等部の整備が進められた平成10年度から増加傾向を示している(資料グラフ1)。

また、「今後の特別支援教育の在り方(中間まとめ)」(平成14年10月)によると、全国の盲・聾・養護学校に在籍する小学部・中学部における重複学級在籍率は、30%から40%台を推移している(資料表1)。

秋田県における盲・聾・養護学校の小学部・中学部における重複学級在籍率の推移は、全国平均を大きく上回る数字であり、微弱ながらも増加傾向を示している(資料表2)。

このような状況の中で、盲・聾・養護学校では障害や発達の状態に応じた適切な教育内容と方法の改善を図ってきているが、前述のように、在籍する児童生徒の障害は重度・重複化するとともに、医療的ケアが必要な通学児童生徒が各校に在籍するなど障害の多様化が進んでいる。

また、厳しい社会状況を踏まえ、将来の社会参加と自立のために障害や発達に対応した、進路指導と高等部における職業教育の在り方を見直す必要がある。

秋田県における盲・聾・養護学校に関する主な課題は、次のとおりである。

福祉、保健及び労働といった関係機関との連携による早期からの教育相談体系を確立させ、適切な就学と一人一人のニーズに応じた教育支援の充実。

盲・聾学校及び病弱養護学校における児童生徒数の減少傾向、及び社会状況に対応した新たな教育環境の整備。

障害の重度・重複化と多様化に対応するための医療機関との新たな連携の構築。

本校と分校の在り方を含めて、青年期における教育としての高等部の充実。

卒業後の社会生活と自立を具体化するための、進路指導と職業教育の充実。

各障害種の教育に関する教職員の専門性の向上。

などが挙げられる。

また、小学校及び中学校特殊学級の在籍児童生徒数の推移は、増加傾向を示している(資料グラフ2)。

平成14年9月1日より就学指導の在り方が見直されたことにより、今後、更に特殊学級の役割が大きくなると思われることから、校内の支援体制を整備し、教育の一層の充実を図らなければならない。

更に、小・中学校の通常の学級に在籍するLD(学習障害)児等への教育的対応も課題とされている。

以上の課題について、特殊教育学校と特殊学級等を含めた、特殊教育全体という視点からハードとソフトの両面からの抜本的な見直しを図る必要がある。

2 今後の本県特殊教育の方向性

近年、障害のある幼児児童生徒の教育をめぐる諸情勢は大きく変化してきている。盲・聾・養護学校及び特殊学級の教育は、今後、在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化と多様化が一層進むと考えられる一方で、通常の学級に在籍するLD（学習障害）児等の、より軽度な障害のある幼児児童生徒への教育的支援の充実が求められている。

「今後の特別支援教育の在り方について」(中間まとめ)では、これまでの「特殊教育」という概念だけではなく、様々な障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対して必要で十分な支援を行うという「特別支援教育」の在り方の重要性が示されており、「特別支援学校(仮称)」への制度面での整備が求められている。

平成14年度の秋田県における、特殊教育への主な取り組みは次のとおりである。

理解啓発活動	・ふるさと子どもドリムアップ支援事業 ・であい・ふれあい交流推進事業 ・特殊教育学校体育連盟助成事業 ・高校生自主企画支援事業 ・学習障害児に対する指導体制の充実事業
進路・就労支援 相談活動	・障害児の就職サポート事業 ・巡回教育相談活動 ・障害のある子どものための教育相談体系化推進事業
教育環境整備	・医療的なケアが必要な通学児童生徒支援事業 ・スクールIT事業
教職員の研修	・特殊学級等オーダーメイド研修促進事業 ・研修人事交流

また、教職員の特殊教育に対する専門性については、特殊教育の免許状所有率が平成13年度には90.4%と全国的にも高水準ではあるが、今後、一層の専門性が求められることから、時代に即した研修体制の改善と整備が求められている。

秋田県においては、全国的な教育に関する動向を踏まえ、これまでの事業を見直し今後の本県特殊教育の在り方を具現化することが急務である。

具体的には、

現在の各特殊教育学校の機能と役割を再検討し、医療機関等との新たな連携を目指した特殊教育学校の新設を柱とする施設設備の充実を図る。

各特殊教育学校においては、地域における特殊教育のセンター的機能を充実させ、地域の特殊学級や関係機関との連携を一層強め、教育相談体系の確立を図る中で「特別支援教育」の在り方を具体化する。

将来の社会生活と自立を目指すために、高等部の在り方を見直し、普通科における職業コースや職業学科による教育の充実を図る(資料 グラフ3)。

盲・聾・養護学校の教職員の専門性の向上のため、時代に即した資質と教育力に対する専門的な研修体制の充実を図る。

ことが挙げられる。

本整備計画は、平成12年度と14年度に実施した、特殊教育学校の保護者全員を対象とした学校活性化アンケートの結果も参考にし、各特殊教育学校における諸課題を明確化したうえで、21世紀の教育に対応するという観点で策定したものである。

なお、今後も国の動向等、状況の変化に対応した計画の見直しが必要である。

「特別支援学校(仮称)」: 地域の実情に応じて障害種にとらわれず、教育的支援を柔軟に行うことができる制度

3 整備計画策定の基本構想

計画策定に当たっては、本県の特殊教育の現状を分析し、総合支援による特殊教育の構築を目指して、基本構想として5項目、施策目標として16項目を設定した。

	基本構想	施策目標
総合支援による特殊教育の構築	新しい時代の特殊教育の推進	
	1 生きる力をはぐくむ学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育の充実 ・ 一人一人に応じた多様な教育の推進 ・ 小・中学校の特別支援教育の充実
	2 関係機関との連携による特殊教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期からの継続した教育相談活動の推進 ・ 自立と社会参加に向けた進路指導の充実 ・ 障害のある幼児児童生徒や特殊教育の理解・啓発の推進
	3 情報化に対応した特殊教育の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報教育のセンターとしての環境づくり ・ 情報機器の活用 ・ 情報化に対応した新たな職域開発
	4 教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修の充実 ・ 総合教育センターとの連携 ・ 自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充
	子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進	
	1 子どもや地域の実態に応じた学校の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連携 ・ 総合エリア・施設共用の学校の整備 ・ 地域の実情に応じた養護学校の整備 ・ 高等部における職業教育の充実

4 整備計画の期間

本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とする。

部 新しい時代の特殊教育の推進

1 生きる力をはぐくむ学校づくり

(1) 就学前教育の充実

整備の基本的な考え方

障害のある幼児の生きる力の基礎を培うため、専門機関との連携による早期からの教育相談及び適切な指導・援助を推進する。

併せて、市町村教育委員会における就学指導體制の確立を図る。

具体計画

ア 支援体制の確立

障害のある幼児に対して、効果的な指導・援助ができるように関係機関との連携を図り、地域の支援体制を確立する。

イ 担当教員の資質の向上

研修事業の充実を図るとともに、幼稚園等が盲・聾・養護学校のセンター的機能を活用し、早期から障害のある幼児のニーズに応じた指導ができるようにする。

ウ 適切な就学指導の推進

適切な就学を推進するための体制整備を図り、関係機関の連携を密にした相談システムを体系化する。

(2) 一人一人に応じた多様な教育の推進

整備の基本的な考え方

幼児児童生徒や地域の実態に応じた学校経営と教育課程の改善に努める。また、地域の人材の活用や関係機関との連携による、創意と工夫に満ちた特色ある学校づくりを推進する。

具体計画

ア 教育課程の改善と教育活動の充実

幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、早期からの教育的対応の必要性の高まり及び卒業後の進路の多様化等に対応した教育課程の改善に努め、学習環境の整備充実を進める。

イ 職業コースや職業学科で特色ある学校づくり

学校の総力により、地域社会と連携しながら職業コースや職業学科などに創意工夫を凝らし、特色ある学校づくりに努める。

ウ 開かれた学校づくり

学校の活性化を図るため、地域社会の多様な人材に学校評議員や特別非常勤講師及びボランティアとして協力を得るなど、地域社会の特性や豊かな教育力を生かした学校づくりを推進する。

(3) 小・中学校の (1) 特別支援教育の充実

整備の基本的な考え方

特殊学級や通級指導教室に限らず、通常の学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習が個々の実態に即して進められるよう、担当者の指導力向上を図る。

具体計画

ア 学習障害児等への教育的支援の充実

通常の学級に在籍する学習障害児等への指導の充実を図るため、関係機関と連携して、効果的な指導及び指導體制を整備する。

イ 特殊学級の充実に向けた研修と支援体制の確立

特殊学級の充実に向け、担当者の実践的指導力の向上を図るとともに、盲・聾・養護学校との連携を一層深める。また、校内の特殊学級の位置づけを明確にし、支援体制を確立する。

ウ 小・中学校教員と盲・聾・養護学校教員の研修人事交流

小・中学校教員と盲・聾・養護学校教員との人事交流を積極的に行い、両校種における特殊教育担当者の資質向上及び各学校の活性化を図る。

1 特別支援教育
学校教育法上は「特殊教育」の表記であるが、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育を含める視点から「特別支援教育」と名称の変更が図られてきている。

2 関係機関との連携による特殊教育の推進

(1) 早期からの継続した教育相談活動の推進

整備の基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の教育相談活動の充実を図るため、地域のセンター的機能を果たしながら、保健、医療、福祉及び労働の関係機関と連携した総合的な相談活動を推進する。

具体計画

ア 盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実

盲・聾・養護学校は、その専門性や施設設備を生かして、地域の教育相談や幼稚園・保育所、小・中学校への教育支援等のセンター的機能を果たし、地域に貢献する。

イ 教育相談体制の整備・充実

障害のある幼児児童生徒にかかわる相談体制を整備し、関係機関と連携した相談活動の充実を図る。

ウ 総合支援の拠点設置とネットワークづくり

障害のある幼児児童生徒や保護者等への支援の拠点を設置し、関係機関と連携しながら総合支援の充実を図る。

(2) 自立と社会参加に向けた進路指導の充実

整備の基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加推進を目指して、早期からの進路指導の充実を図るとともに、保護者や地域社会及び保健、医療、福祉、労働の各関係機関との連携を強化する。

具体計画

ア 個別の指導計画による早期からの進路指導の推進

個別の教育支援計画を踏まえ、より確かな実態把握と将来像を見据えた個別の指導計画による日々の教育活動を大切にするとともに、進路指導の充実のための個別移行支援計画の活用を推進する。

イ 関係機関と連携した進路指導の充実

保護者や地域社会及び関係機関との連携による進路開拓を一層推進することで、進路指導の充実を図る。

(3) 障害のある幼児児童生徒や特殊教育の理解・啓発の推進

整備の基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒や特殊教育の理解・啓発に向けて、交流活動を一層充実させるとともに、特殊学級を含めたスポーツ・文化活動を推進する。また、完全学校週5日制の実施に伴い、出身地域における行事等への参加促進が一層図られるよう環境整備に努める。

具体計画

ア 地域に根ざした交流活動の展開

地域の学校や諸団体等との日常的な交流を積極的に推進するとともに、学校の有するハード・ソフトを有効活用し、地域に根ざした特色ある交流活動を展開する。

イ 障害者のための生涯学習の支援

盲・聾・養護学校は、センター的機能を一層充実させ、学校開放や公開講座、青年学級の開催等により、卒業生や地域の障害者の生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。

ウ 盲・聾・養護学校におけるスポーツ・文化活動の振興

盲・聾・養護学校のスポーツ・文化活動の振興を図り、幼児児童生徒の体力や豊かな情操及び自己表現力をはぐくむため、特殊教育学校体育連盟の活動を充実させるとともに、特殊教育学校文化連盟を設立する。

併せて、特殊学級を含めた障害のある幼児児童生徒やその教育に対する理解・啓発を促進する。

(1)情報教育のセンターとしての環境づくり

整備の基本的な考え方
 障害のある幼児児童生徒の情報化社会に向けた自立と社会参加を一層推進するため、障害種別に対応した情報環境を整備する。併せて、情報教育のセンターとして地域に貢献する役割を担う。

具体計画

ア 情報環境整備と情報教育のセンター的役割

障害を補完したり、障害に伴う経験不足を解消したりするため、障害種別に対応した情報機器のハード・ソフトの充実を図る。また、卒業生をはじめ地域の障害者が情報活用能力を身につけるための情報教育センターとしての役割を果たす。

イ 情報教育の専門家の配置

総合教育センター及び盲・聾・養護学校に拠点校を置き、情報教育に関する専門家を配置し、ハード・ソフトのメンテナンスや情報の提供及び管理等を行い、情報交換のための環境整備にあたる。

(2)情報機器の活用

整備の基本的な考え方
 障害の補完や学習指導等に役立つ情報機器の一層の活用を推進するため、教職員のリテラシー向上とソフトの開発及び共有化を図る。

具体計画

ア 障害種別に応じたソフトの有効活用

障害の実態に応じた教材ソフトの開発や共有化を図り、情報機器を活用した学習指導や余暇活動等の充実を図る。

イ 情報リテラシー向上を図る研修の充実

情報リテラシー向上のため、情報ハイウエイを活用した研修会及び総合教育センター研修講座の充実を図る。

(3)情報化に対応した新たな職域開発

整備の基本的な考え方
 情報化社会における盲・聾・養護学校卒業者の新たな職域開発のために、情報機器の活用に関連する職業能力向上を図る。また、関係機関との連携による進路開拓と雇用促進を推進する。

具体計画

ア 全国障害者技能競技会等への参加

全国障害者技能競技会(アビリンピック)のワープロや表計算部門への出場を目指して、職業教育の一層の充実を図る。

イ 情報処理技術者としての雇用促進

関係機関との連携により、情報処理関連の職域開発を進めるとともに、教育関係機関等への雇用の実現を目指す。

(1) 専門研修の充実

整備の基本的な考え方

一人一人の生きる力をはぐくみ、障害の実態に応じた日々の授業が展開できるよう、校内研修の充実や専門研修への計画的な参加を促進し、教科の専門性の向上と指導内容・方法の工夫・改善を図る。

具体計画

ア 校内研修の充実に向けた支援

個別の指導計画による教育の充実に向けて、校内授業研修会が円滑に推進できるよう、先行研究の紹介や校内研究会及び公開研究会等を支援する。

イ 計画的な専門研修の推進

経験年数やニーズに応じて計画的な内地留学、県外・海外派遣研修を推進し、専門的・実践的研修の一層の充実を図る。

(2) 総合教育センターとの連携

整備の基本的な考え方

総合教育センターにおける研修の機会を一層拡大し、充実させるとともに、総合教育センターに隣接する秋田県立養護学校天王みどり学園(以下天王みどり学園という)を拠点としたネットワークづくりを推進し、指導内容や方法について工夫・改善を行う。

具体計画

ア 盲・聾・養護学校間の研修システムの構築

総合教育センターと連携しながら、天王みどり学園を核として研究・研修を推進する。

イ 適切な研修プログラムの策定

総合教育センターと連携し、盲・聾・養護学校の教職員の専門的な指導力の向上を図るため、研修目的に応じて適切な研修プログラムを策定する。

(3) 自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充

整備の基本的な考え方

社会の変化を踏まえながら、自主的・体験的研修への取り組みを推進し、実践的指導力を高める。更に、国際化や情報化等の今日的な教育的課題、保護者や地域社会にも適切に対応できる広い専門性を持つ教職員を育成する。

具体計画

ア 自主企画研修の促進

自主企画研修への参加を促進し、深い見識と実践的指導力を高めるとともに、教育課題に広い視野から取り組める教職員を育成する。

イ 異校種・異業種体験による幅広い専門性の向上

研修に参加しやすい校内体制を整備し、異校種間交流や異業種体験を推進することで、教職員の高い専門性と豊かな人間性を培う。

部 子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進

1 子どもや地域の実態に応じた学校の整備

(1) 医療機関との連携

整備の基本的な考え方

幼児児童生徒の障害の重度・重複化が進み、医療と連携した病状理解や指導は教員にとって必須事項であり、医療機関に隣接した関係養護学校の整備を図る。加えて、医療的ケアにも適切に対応できるよう、医療機関との連携強化と協力体制づくりを推進する。

具体計画

ア 医療機関隣接総合養護学校の整備

障害児医療機関再編・整備に合わせて、肢体不自由養護学校、病弱養護学校及び知的障害養護学校の一部を医療機関隣接総合養護学校として整備する。

イ 医療機関との連携による安心・安全な学校の整備

盲・聾・養護学校において、経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアに対する取り組みが大きな課題になっている。地域の医療機関と連携して取り組み、保護者の負担軽減を図るとともに、安心・安全な学校づくりを推進する。

(2) 総合エリア・施設共用の学校の整備

整備の基本的な考え方

共に生きる社会における自立と社会参加に向けて、同一エリア内に障害種別の枠を超えた校舎等を整備する。また、障害のある幼児児童生徒のスポーツの振興を図るため、スポーツゾーンを隣接して設ける。各施設はバリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づいたモデル施設として整備し、共用を推進する。

具体計画

ア 特殊教育総合エリアの整備

医療機関隣接総合養護学校の整備に合わせて、同一エリア内に盲学校と聾学校を設置する。また、エリア内に相談窓口の拠点として、関係機関と連携を図り障害のある幼児児童生徒を総合的に支援していく“あきたハート・ほっとセンター”（2）を設置する。併せて福祉的就労の場の確保に向けた関係機関との連携を強化する。

イ 共用型の校舎・寄宿舍の整備

障害種別の枠を超えた交流が図られるように、共用型の校舎や寄宿舍を整備する。

ウ 体育・スポーツ施設設備の整備

障害のある幼児児童生徒の体育・スポーツの振興に向け、スポーツゾーン内の施設設備の充実を図り、モデルエリアとして整備する。

2 あきたハート・ほっとセンター
具体的には、センター内に保健、福祉、教育、労働等の総合相談機能を整備する。

(3)地域の实情に
応じた養護学
校の整備

整備の基本的な考え方

県民のニーズや地域の实情に応じて、天王みどり学園を総合教育センターに隣接して新設する。また、幼児児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、老朽化した校舎の整備や高等部の生徒増に伴う増改築を計画的に推進する。

併せて、障害種にとらわれない総合的養護学校に改編するとともに、校内に地域の関係機関と連携した相談支援窓口を設置する。

具体計画

ア 天王みどり学園の新設

平成15年4月開校する天王みどり学園は、養護学校の空白地域であった男鹿・南秋地区の教育の充実を図る。また、総合教育センターとの連携による特別支援教育に関する研究・研修の拠点校となる。

イ 地域支援の拠点としての総合的養護学校の整備

地域の障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに対応するため、各養護学校の校舎の整備を推進するとともに、地域支援の拠点として、地域の関係機関との連携システムを確立する。

(4)高等部におけ
る職業教育の
充実

整備の基本的な考え方

障害の多様化に伴い、高等部普通科に職業コースを設置し、職業教育の充実を図る。また、職業コースの成果を踏まえ、就職に直結した専門性の高い知識やスキル及び職業観等の育成を目指し、職業学科の設置の検討を進める。

具体計画

ア 職業コースにおける実習の重視

職業コースにおける実習や就業体験を重視するとともに、就労支援体制の充実を図る。

イ 生徒の実態等に応じた特色ある作業種の選定

生徒の実態や適性及び地場産業や経済状況を十分に踏まえ、特色ある作業種を選定する。

ウ 社会人講師の活用

地域の人材や関係機関の専門性のある社会人講師の活用により、高度な職能の育成を目指す。

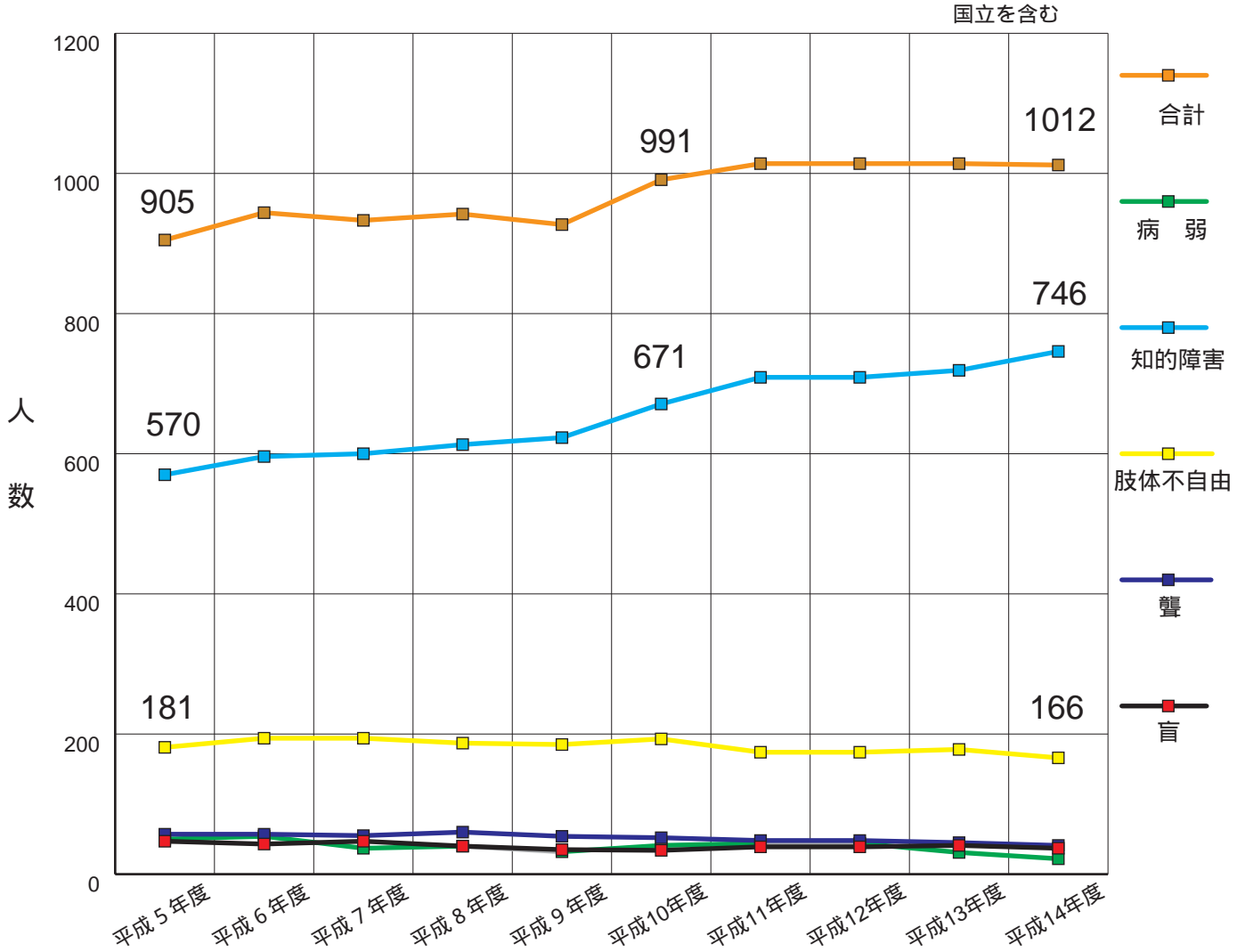
エ 職業学科の検討

職業コースでの成果を踏まえて、職業教育を一層充実させるため、職業学科設置の検討を進める。

秋田県特殊教育総合整備計画参考資料

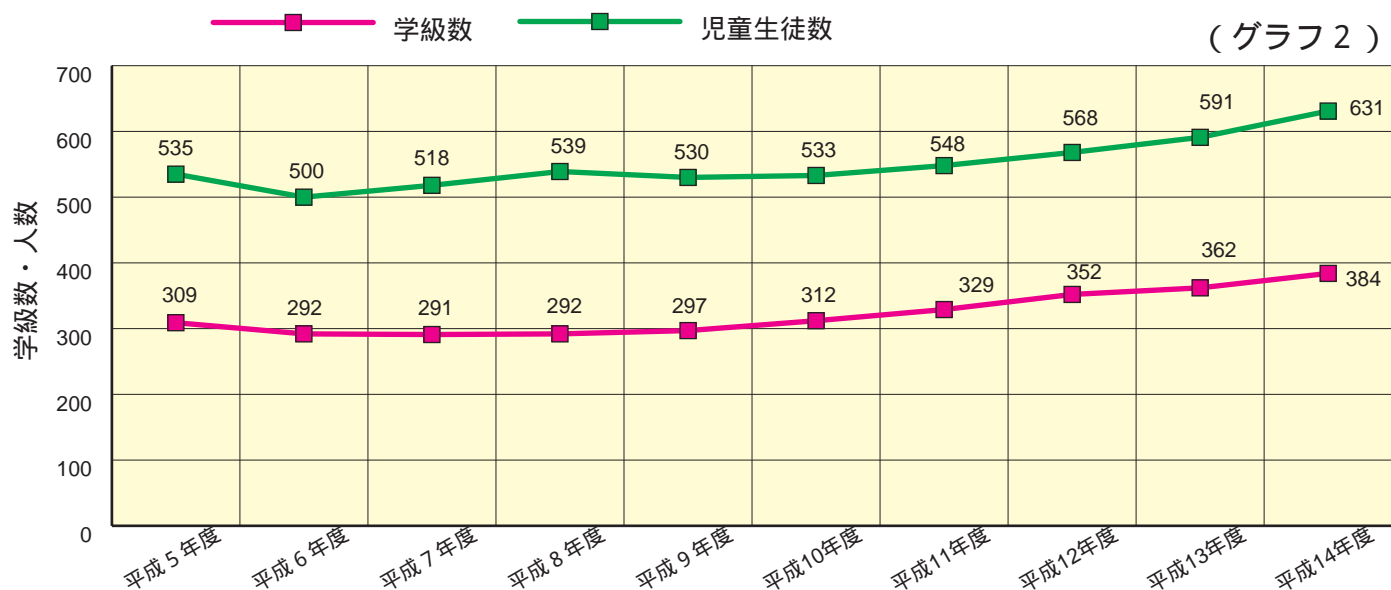
(グラフ1)

特殊教育学校児童生徒数推移



	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
盲	47	43	47	40	35	34	34	39	41	37
聾	57	57	55	60	54	52	48	48	45	41
肢体不自由	181	194	194	189	185	193	187	174	178	166
知的障害	570	596	600	613	623	671	685	709	719	746
病弱	50	54	37	40	32	41	43	44	31	22
合計	905	944	933	942	929	991	997	1014	1014	1012

特殊学級児童生徒数推移



【全国の重複障害学級在籍率の推移：小学部・中学部】

(表1)

区分	55年度	60年度	2年度	7年度	12年度	13年度
総計	31.0%	36.6%	38.3%	43.8%	45.1%	44.6%
盲学校		26.6	30.9	35.4	41.9	43.3
聾学校		12.7	12.7	15.7	17.9	17.4
知的障害養護学校		34.1	34.0	37.2	37.6	36.7
肢体不自由養護学校		53.9	59.9	71.4	75.0	74.9
病弱養護学校		33.3	33.0	31.4	32.5	34.1

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」H14.10より抜粋

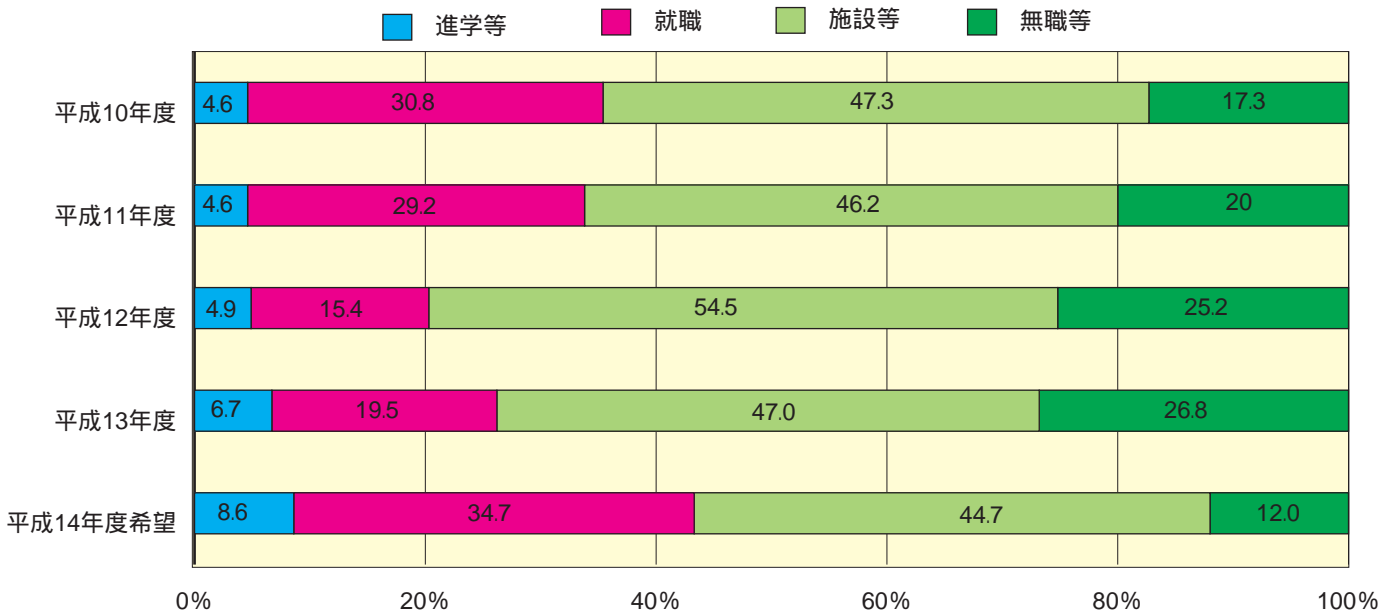
【秋田県における重複障害学級在籍率の推移：小学部・中学部】

(表2)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
総計	55.6%	57.3%	58.6%	61.6%	61.6%
盲学校	30.8	36.4	42.8	60.0	80.0
聾学校	0	0	0	5.6	11.1
知的障害養護学校	53.3	54.8	57.1	57.3	60.8
肢体不自由養護学校	77.7	77.0	76.7	84.7	87.6
病弱養護学校	48.8	44.4	44.4	52.2	57.9

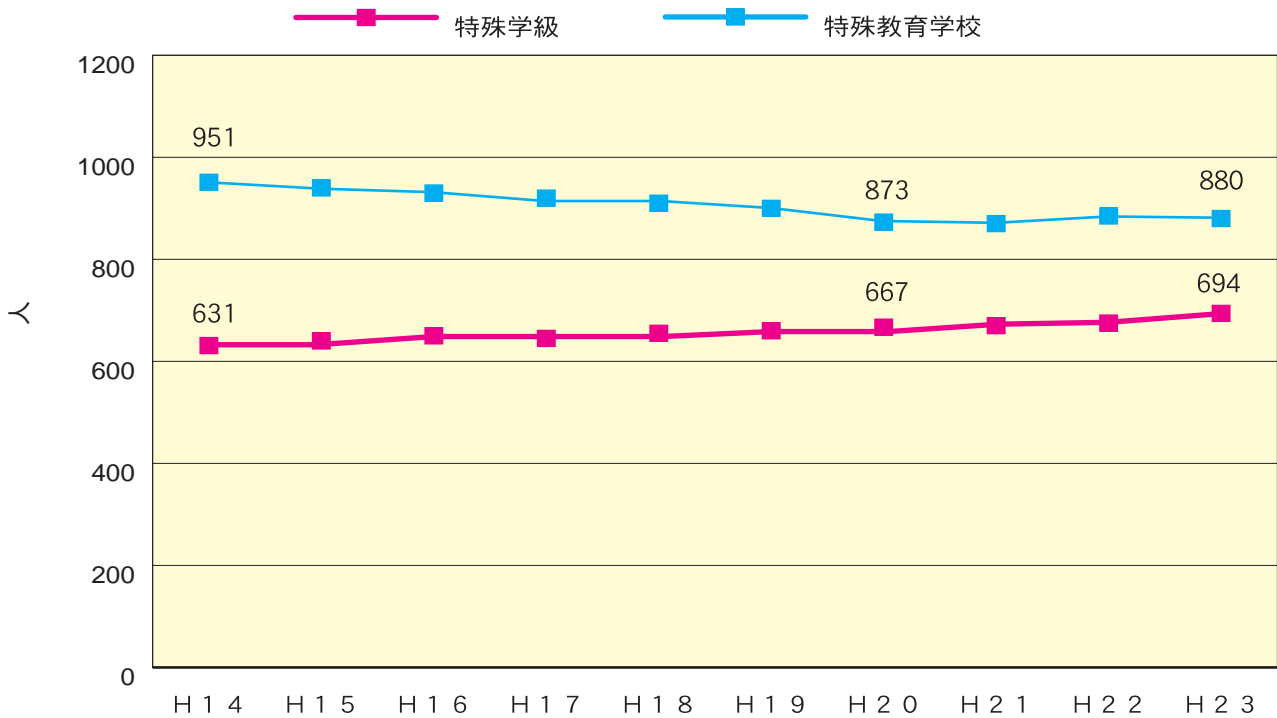
【秋田県内特殊教育学校 高等部生徒進路状況推移】

(グラフ3)



【特殊教育学校と特殊学級児童生徒数予想】

(グラフ4)



グラフ4は、今後の推移予想であるが、特殊教育学校は平成20年度までの各学校の予想を基に算出している。また、特殊学級については、平成14年度までの推移から予想し算出した。

学校名		今後の整備計画概要
盲学校		視覚障害教育の専門性を重視し、早期からの教育相談の充実と、専攻科理療科等の教育に対応した教育施設や設備を新たに整備する。施設設備の一部は、聾学校との共用型とし、医療機関と連携した「特殊教育総合エリア」内に移転改築する。
聾学校		聴覚障害教育の専門性を重視し、早期からの教育相談、及び職業教育の充実を図る。そのための教育施設や設備を新たに整備する。施設設備の一部は、盲学校との共用型とし、医療機関と連携した「特殊教育総合エリア」内に移転改築する。
養 護 学 校	知的障害	<p>秋田県立養護学校天王みどり学園の新設 平成 15 年 4 月に「秋田県立養護学校天王みどり学園」を新設し、総合教育センターとの連携の基に新たな機能をもつ養護学校として整備を進める。</p> <p>特殊教育総合エリアの整備 医療機関と連携した「特殊教育総合エリア」内の養護学校に、近隣の知的障害児（者）施設に入所する知的障害養護学校の児童生徒を在籍させることにより中央地区養護学校の大規模化の解消を図る。</p> <p>高等部の職業コースの設置及び職業学科の検討 高等部の普通科に職業コースを設置する。その成果を基に職業学科の在り方を検討する。本校と分校の高等部の連携について、その将来的な方向性については検討事項とする。</p>
	肢体不自由	<p>特殊教育総合エリアの整備 太平療育園の老朽化等に伴う療育施設の統合計画にあわせて秋田市内に 2 校設置されている養護学校を統合し、医療機関と隣接する新設養護学校として、特殊教育総合エリア内に整備する。 特殊教育総合エリアは、障害に対応したスポーツゾーンを含むバリアフリーのモデルエリアとして整備する。</p>
	病 弱	<p>重度・重複障害児（重症心身障害児）の教育 国立療養所秋田病院の統廃合により、平成 15 年 12 月より国立療養所道川病院へ転院入所し本荘養護学校道川分教室とする。平成 16 年度より秋田市内の養護学校の分教室として重度・重複障害児の教育の充実を図る。</p> <p>小児慢性疾患の教育 少数化する小児慢性疾患の病弱教育対象児童生徒は、「特殊教育総合エリア」内の新設養護学校の病弱教育部として整備し、新たな病弱教育の根本的な見直しを図る。 新設養護学校への改編までは、秋田市内の養護学校の病弱教育部とする。</p>

秋田県障害児教育推進協議会（平成6年度から5カ年）
< 本県における障害児教育推進の在り方（建議）H11.3 >

秋田県特殊教育学校総合整備計画策定委員会 < H11.6 ~ 12.1 >

21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）
H13.1
今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
H15.3

秋田県特殊教育総合整備計画

～ 総合支援による特殊教育の構築～

H15.3

あきた21総合計画

特殊教育の課題

- ・ 障害の重度・重複化及び多様化への対応
- ・ 早期からの教育相談体系の確立
- ・ LD（学習障害）児等への教育的対応
- ・ 高等部教育の充実と進路指導や職業教育の推進
- ・ 教職員の専門性の向上

今後の特殊教育の方向性

- ・ 医療機関との新たな連携を目指した特殊教育学校の整備
- ・ 特殊教育のセンター的機能の充実と教育相談体系の確立
- ・ 高等部における職業教育の充実
- ・ 時代に即した研修体制の充実による教職員の専門性の向上

総合支援による特殊教育の構築

部

部

新しい時代の特殊教育の推進

生きる力をはぐくむ学校づくり

- ・就学前教育の充実
- ・一人一人に応じた多様な教育の推進
- ・小・中学校における特別支援教育の充実

関係機関との連携による特殊教育の推進

- ・早期からの継続した教育相談活動の推進
- ・自立と社会参加に向けた進路指導の充実
- ・障害のある幼児児童生徒及び特殊教育の理解・啓発の推進

情報化に対応した特殊教育の創造

- ・情報教育のセンターとしての環境づくり
- ・情報機器の活用
- ・情報化に対応した新たな職域開発

教職員の資質の向上

- ・専門研修の充実
- ・総合教育センターとの連携
- ・自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充

子どもや地域の実態に応じた学校の整備

- ・医療機関との連携
- ・総合エリア・施設共用の学校の整備
- ・地域の実態に応じた養護学校の整備
- ・高等部における職業教育の充実

子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進

